

## ◎良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律

(令和五年六月一六日法律第五七号)(衆)

### 一、提案理由(令和五年六月一日・衆議院本会議)

○三ッ林裕巳君 ただいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、ゲノム医療が個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策を総合的かつ計画的に推進するため、ゲノム医療施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他ゲノム医療施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

本案は、昨日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

……………(略)……………

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

### 二、参議院厚生労働委員長報告(令和五年六月九日)

○山田宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案は、ゲノム医療が個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他当該施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長三ッ林裕巳君より趣旨説明を聴取した後、れいわ新選組を代表して天島大輔委員より、ゲノム情報を理由とする差別の禁止等に関する規定を追加すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して天島大輔委員より修正案に賛成、原案に反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案ど

おり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。